

○厚生労働省令第二十九号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（家内労働法施行規則の一部改正）

第一条 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(保護具等の使用)
第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業 務	(略)
保 護 具 等	(略)

ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務(局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。)

ガス又は蒸気にあつては防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあつては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの

改正前

(保護具等の使用)
第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業 務	(略)
保 護 具 等	(略)

ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務(局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。)

ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)</p> <p>第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次の機械器具を有すること。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器</p> <p>二 五 (略)</p>	<p>(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)</p> <p>第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次の機械器具を有すること。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 防毒マスク及び消火器</p> <p>二 五 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(労働安全衛生規則の一部改正)

第三条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十五条―第二十九条の四)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)</p> <p>第二十六条の二 令第十三条第五項の厚生労働省令で定める防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は、次のとおりとする。</p> <p>一 アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>二 亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>(型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)</p> <p>第二十九条の三 令第十四条の二第十四号の厚生労働省令で定める防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は、次のとおりとする。</p> <p>一 アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p>	<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十五条―第二十九条の三)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第二十九条の四 (略)

第二十九条の三 (略)

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第四条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>第十三条の二 事業者は、第五条の規定にかかわらず、次条第一項の発散防止抑制措置（有機溶剤の蒸気の発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置することその他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る許可を受けるために同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該発散防止抑制装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(局所排気装置の特例)</p> <p>第十八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、過去一年六月間、当該局所排気装置に係る作業場に係る第二十八条第二項及び法第六十五条第五項の規定による測定並びに第二十八条の二第一項の規定による当該測定の結果の評価が行われ、当該評価の結果、当該一年六月間、第一管理区分に区分されることが継続した場合であつて、次条第一項の許可を受けるために、同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる制御風速未満の制御風速で稼働させる</p>	<p>第十三条の二 事業者は、第五条の規定にかかわらず、次条第一項の発散防止抑制措置（有機溶剤の蒸気の発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置することその他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る許可を受けるために同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該発散防止抑制装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。</p> <p>三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(局所排気装置の特例)</p> <p>第十八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、過去一年六月間、当該局所排気装置に係る作業場に係る第二十八条第二項及び法第六十五条第五項の規定による測定並びに第二十八条の二第一項の規定による当該測定の結果の評価が行われ、当該評価の結果、当該一年六月間、第一管理区分に区分されることが継続した場合であつて、次条第一項の許可を受けるために、同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速未満の制御風速で稼働させ</p>
---	---

<p>3 (略)</p> <p>2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。</p> <p>二 当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。</p> <p>三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させること。</p>
<p>3 (略)</p> <p>2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用)</p> <p>第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。</p> <p>一 〇七 (略)</p> <p>二 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p> <p>三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させること。</p> <p>二 当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。</p> <p>三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させること。</p>

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第五条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(四アルキル鉛の製造に係る措置)</p> <p>第二条 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯させること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(四アルキル鉛の混入に係る措置)</p> <p>第四条 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(装置等の修理等に係る措置)</p> <p>第五条 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業(前号の汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファ</p>	<p>(四アルキル鉛の製造に係る措置)</p> <p>第二条 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(四アルキル鉛の混入に係る措置)</p> <p>第四条 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(装置等の修理等に係る措置)</p> <p>第五条 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業(前号の汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事</p>

ン付き呼吸用保護具を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2・3 (略)

(タンク内業務に係る措置)

第六条 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行うものとする。

一〇九 (略)

十 第一号から第五号までの措置に係る作業及び第八号の措置に係る監視の作業(タンクの内部において行う場合を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、この限りでない。

2〇5 (略)

(ドラム缶等の取扱いに係る措置)

第九条 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 前号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯させること。

三 (略)

2 前項第一号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)

する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2・3 (略)

(タンク内業務に係る措置)

第六条 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行うものとする。

一〇九 (略)

十 第一号から第五号までの措置に係る作業及び第八号の措置に係る監視の作業(タンクの内部において行う場合を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、この限りでない。

2〇5 (略)

(ドラム缶等の取扱いに係る措置)

第九条 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 前号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯させること。

三 (略)

2 前項第一号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)

に従事する労働者は、当該作業に従事する間、同項第二号の保護具（有機ガス用防毒マスク及び有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を除く。）を使用し、及び有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯しなければならない。

3 (略)

4 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 (略)

二 第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事するときは、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用し、並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯する必要があること

三 (略)

(汚染除去に係る措置)

第十一条 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者に従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

五 第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク）有機ガス用防毒

に従事する労働者は、当該作業に従事する間、同項第二号の保護具（有機ガス用防毒マスクを除く。）を使用し、及び有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない。

3 (略)

4 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 (略)

二 第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事するときは、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用し、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯する必要があること

三 (略)

(汚染除去に係る措置)

第十一条 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者に従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

五 第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク）又は有機ガス用防

<p>マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一を超えた有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶を取り替えること。</p> <p>2 3 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>	<p>マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一を超えた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。</p> <p>2 3 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>
<p>毒マスク)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一をこえた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。</p> <p>2 3 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>	<p>毒マスク)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一をこえた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。</p> <p>2 3 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第六条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(特別有機溶剤等に係る措置)
第三十八条の八 事業者が特別有機溶剤業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章(第十九条及び第十九条の二を除く。)及び第七章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる有機則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(特別有機溶剤等に係る措置)
第三十八条の八 事業者が特別有機溶剤業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章(第十九条及び第十九条の二を除く。)及び第七章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる有機則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十三条第一項	有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。次項において同じ。)

(略)	(略)	(略)
第三十三条第一項	有機ガス用防毒マスク	有機ガス用防毒マスク(タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。次項において同じ。)

(燻蒸作業に係る措置)

(燻蒸作業に係る措置)

第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

一 (略)

二 投薬作業は、倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸しようとする場所の外から行うこと。ただし、倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業を行う場合において、投薬作業を行う労働者に送気マ

二 投薬作業は、倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸しようとする場所の外から行うこと。ただし、倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業を行う場合において、投薬作業を行う労働者に送気マ

スク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させたとき、及び投薬作業の一部を請負人に請け負わせる場合において当該請負人に対し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、この限りでない。

三・四 (略)

五 倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、燻蒸の効果を確認する場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び当該確認を行う者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該確認を行う者（労働者を除く。）を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

六・十 (略)

十一 本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは

スク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させたとき、及び投薬作業の一部を請負人に請け負わせる場合において当該請負人に対し送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させたときは、この限りでない。

三・四 (略)

五 倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、燻蒸の効果を確認する場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、及び当該確認を行う者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該確認を行う者（労働者を除く。）を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

六・十 (略)

十一 本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスク

は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居室等の外から行うこと。

十二 第七号ニ、第十号へ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該保護具を使用している作業に従事する者（労働者を除く。）を、当該場所に立ち入らせることができる。

(表略)
(略)

を使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居室等の外から行うこと。

十二 第七号ニ、第十号へ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該保護具を使用している作業に従事する者（労働者を除く。）を、当該場所に立ち入らせることができる。

(表略)
(略)

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第七条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

2・3 (略)	<p>(指定)</p> <p>第一条の十二 ボイラー則第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)、第五十七条第五項、ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号。以下「ゴンドラ則」という。)、第六条第五項並びに機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号。以下「検定則」という。)、第一条第二項及び第六条第二項の指定(この項を除き、以下この章において「指定」という。)</p> <p>は、次に掲げる表の上欄に掲げる指定に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機械等(以下この章において「機械等」という。)</p> <p>の区分ごとに同表の下欄に掲げる書面(以下「基準等適合証明書」という。)</p> <p>の作成(以下この章において「証明書作成」という。)</p> <p>を行おうとする者(法人に限る。)</p> <p>の申請により行う。</p>		(略)
	<p>検定則第六 条第二項の 指定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>令第十四条の二第十四号に規定する 防毒機能を有する電動ファン付き呼 吸用保護具</p>	<p>令第十四条の二第十三号に規定する 防じん機能を有する電動ファン付き 呼吸用保護具</p>	<p>検定則第 六条第二 項前段に 規定する 書面</p>

改正前

2・3 (略)	<p>(指定)</p> <p>第一条の十二 ボイラー則第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)、第五十七条第五項、ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号。以下「ゴンドラ則」という。)、第六条第五項並びに機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号。以下「検定則」という。)、第一条第二項及び第六条第二項の指定(この項を除き、以下この章において「指定」という。)</p> <p>は、次に掲げる表の上欄に掲げる指定に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機械等(以下この章において「機械等」という。)</p> <p>の区分ごとに同表の下欄に掲げる書面(以下「基準等適合証明書」という。)</p> <p>の作成(以下この章において「証明書作成」という。)</p> <p>を行おうとする者(法人に限る。)</p> <p>の申請により行う。</p>		(略)
	<p>検定則第六 条第二項の 指定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(新設)</p>	<p>令第十四条の二第十三号に規定する 電動ファン付き呼吸用保護具</p>	<p>検定則第 六条第二 項前段に 規定する 書面</p>

(登録の区分)

第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 十二 (略)

十三 令第十四条の二第十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

十四 令第十四条の二第十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

(登録の区分)

第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 十二 (略)

十三 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具

(新設)

(機械等検定期則の一部改正)

第八条 機械等検定期則(昭和四十七年労働省令第四十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(新規検定の場所)</p> <p>第七条 新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。</p> <p>一 令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十四号までに掲げる機械等 型式検定実施者の所在する場所</p> <p>二 (略)</p> <p>(型式検定合格証の有効期間)</p> <p>第十条 法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定(当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。))の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第十四条の二第五号、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる機械等 五年</p> <p>(型式検定合格標章)</p> <p>第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所(次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごと)にそれぞれの見や</p>	<p>(新規検定の場所)</p> <p>第七条 新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。</p> <p>一 令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十三号までに掲げる機械等 型式検定実施者の所在する場所</p> <p>二 (略)</p> <p>(型式検定合格証の有効期間)</p> <p>第十条 法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定(当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。))の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第十四条の二第五号、第六号及び第十三号に掲げる機械等 五年</p> <p>(型式検定合格標章)</p> <p>第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所(次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごと)にそれぞれの見や</p>

すい箇所)に、型式検定合格標章(様式第十一号)を付すことにより行わなければならない。

一(五) (略)

六 令第十四条の二十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの、電動ファン、ろ過材及び面体等(面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号から第九号までにおいて同じ。)

七 令第十四条の二十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの、ろ過材及び面体等

八 令第十四条の二十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの、電動ファン、吸収缶(防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材。次号において同じ。)及び面体等

九 令第十四条の二十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの、吸収缶及び面体等

別表第一(第六条関係)

令第十四条	吸収缶以	現品	四(ル)
		機械等の種類 (略)	現品その他型式検定を受けるために必要なもの
			数
		(略)	(略)
		令第十四条の二十三号に掲げる機械等	(略)

すい箇所)に、型式検定合格標章(様式第十一号)を付すことにより行わなければならない。

一(五) (略)

六 令第十四条の二十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの、電動ファン、ろ過材及び面体等(面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号において同じ。)

七 令第十四条の二十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの、ろ過材及び面体等

(新設)

(新設)

別表第一(第六条関係)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		機械等の種類 (略)	現品その他型式検定を受けるために必要なもの
			数
		(略)	(略)
		令第十四条の二十三号に掲げる機械等	(略)

条の二第
十四号に
掲げる機
械等

外の部分 が型式検 定に合格 した型式 の機械等 の吸収缶 以外の部 分と同一 であるも の	その他の もの		
吸収缶（防じん機能を有するものを除く。）	現品	吸収缶（防じん機能を有するものを除く。）	吸収缶（捕集効率が九十九・九パーセント以上のものに限る。）
十四	七	十四	九

(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別表第二（第八条関係）		
種 類	（略）	令第十四条の二第三号に掲げる機械等
設 備	（略）	一 漏れ率試験設備 二 騒音試験設備 三 吸収缶の気密試験設備 四 除毒能力試験設備 五 公称稼働時間試験設備 六 防じん機能を有するものにあつては、粒子捕集効率測定設備 七 面体を有するものにあつては、内圧試験設備 八 面体を有するものにあつては、通気抵抗試験設備 九 面体を有するものにあつては、排気弁の作動気密試験設備 十 面体を有するものにあつては、二酸化炭素濃度上昇値試験設備 十一 フード又はフェイスシールドを有するものにあつては、最低必要風量試験設備
		排気弁及び弁座（排気弁を有するものに限る。）
		三

別表第二（第八条関係）		
種 類	（略）	令第十四条の二第三号に掲げる機械等
設 備	（略）	（新設）
		（新設）
		（新設）

別表第三（第八条関係）

種 類	資 格
令第十四条の二第二十号に掲げる機械等 (略)	(略) 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 三 八年以上防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者
令第十四条の二第二十号に掲げる機械等	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上防毒機能を有する電動ファン

別表第三（第八条関係）

種 類	資 格
令第十四条の二第二十号に掲げる機械等 (略)	(略) 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 三 八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者
(新設)	(新設)

付き呼吸用保護具の研究、設計、工
作、検査又は型式検定の業務に従事
した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中
等教育学校において理科系統の正規
の学科を修めて卒業した者で、その
後五年以上防毒機能を有する電動フ
ァン付き呼吸用保護具の研究、設計
、工作、検査又は型式検定の業務に
従事した経験を有するもの

三 八年以上防毒機能を有する電動フ
ァン付き呼吸用保護具の研究、設計
、工作、検査又は型式検定の業務に
従事した経験を有する者

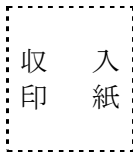
様式第六号(3)を次のように改める。

様式第6号(3) (第6条関係)

労働衛生保護具新規検定申請書

品名	
型式の名称	
種類	式()
構造	
製造者の氏名及び所在地	
新規検定希望地及びその理由	

年 月 日



申請者 住所
氏名

殿

備考

- 「品名」の欄は、防じんマスク、防毒マスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の別を記入すること。
- 「種類」の欄は、防毒マスク及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあつては、その用途を()内に、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」のように記入すること。
- 「構造」の欄は、詳細に記入すること。
- 「新規検定希望地及びその理由」の欄は、型式検定実施者の所在する場所で新規検定を受ける場合には、記入する必要はないこと。
- この様式に記入しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 性能に関する説明書、使用方法に関する説明書及び試験成績書を別紙として添付すること。
- 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第九号(3)を次のように改める。

様式第9号(3)(第11条関係)

労働衛生保護具更新検定申請書

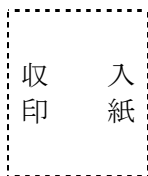
品名	
型式の名称	
種類	式()
型式検定合格番号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

住 所

申請者

氏 名



殿

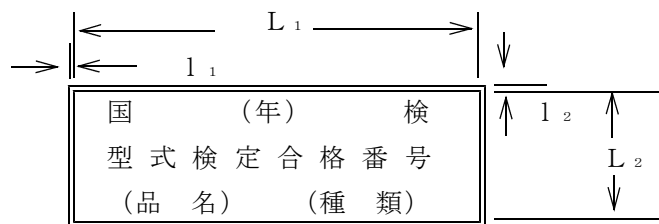
備考

- 1 「品名」の欄は、防じんマスク、防毒マスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区別を記入すること。
- 2 「種類」の欄は、防毒マスク及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあつてはその用途を()内に「ハロゲンガス用」「有機ガス用」のように記入すること。
- 3 「有効期間」の欄は、型式検定合格証に記載されている有効期間を記入すること。
- 4 厚生労働大臣に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第十一号(3)を次のように改める。

様式第11号(3)(甲)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章（防じんマスク及び防毒マスクの面体用並びに防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の面体等用）



備考

1 この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。

L_1 16ミリメートル以上

L_2 10ミリメートル以上

l_1 及び l_2 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下

2 この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。

(1) 吸気補助具付き防じんマスク

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黄色又は淡黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスクの面体に付すものとする。

(2) 吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク、防毒マスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字及び縁を白色又は銀色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとする。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。

3 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、(’23)又は(令5)のように表示すること。

4 「品名及び種類」は、次によること。

(1) 防じんマスク

品名は、DRと表示し、種類は、取替え式のもののうち、吸気補助具付き防じんマスクで隔離式のものにあつては「隔補」、吸気補助具付き防じんマスクで直結式のものにあつては「直補」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので隔離式のものにあつては「隔」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので直結式のものにあつては「直」、使い捨て式のものにあつては「捨」、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2又はDL3と表示すること。

(2) 防毒マスク

品名は、GMと表示し、種類は、隔離式にあつては「隔」、直結式にあつては「直」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりS1、S2、S3、L1、L2又はL3と表示すること。

(3) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、PRと表示し、種類は、通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」、また、漏れ率に係る性能により、S、A又はBと表示すること。

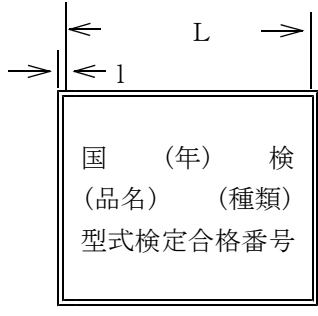
(4) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、GPと表示し、種類は、通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」と表示すること。

- 5 金属その他耐久性のある材質のものに型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一のものに表示することができること。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

様式第11号 (3)(乙) (第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章（吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具、防じんマスク及び防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスク及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶（防じん機能を有する防毒マスク及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）並びに電動ファンが分離できる防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン用）



備考

- 1 この型式検定合格標章は、正方形とし、次に示す寸法によること。
一辺の長さ（L） 10ミリメートル以上
縁の幅（1） 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下
- 2 この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。
 - (1) 吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具
紙等に、地色を黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具に付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接吸気補助具に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
 - (2) 防じんマスク若しくは防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン
紙等に、地色を白色又は銀色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、防じんマスク若しくは防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接ろ過材、吸収缶又は電動ファンに明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
 - (3) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）
紙等に、地色を黒色で、字及び縁を白色又は銀色で、明瞭に表示し、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）に付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接ろ過材又は吸収缶に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
- 3 「国（年）検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号（3）（甲）の備考3及び4の例によること。
ただし、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもののろ過材並びに電動ファンが分離できる防じん機能を有する

電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに係る「種類」の表示方法については、次の方法によること。

イ ろ過材

その性能により、PS1、PS2、PS3、PL1、PL2又はPL3と表示すること。

ロ 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン

通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」と表示すること。

- 4 紙等に型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙等に表示することができること。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

(粉じん障害防止規則の一部改正)

第九条 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)

第七条 第四条及び前三条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具(別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げる作業を行う場合にあつては、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに限る。以下この項において同じ。)を使用させたとき(当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき)は、適用しない。

一 三 (略)

2 第五条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具(別表第三第三号の二に掲げる作業を行う場合にあつては、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに限る。以下この項において同じ。)を使用させたとき(当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき)は、適用しない。

一 三 (略)

(呼吸用保護具の使用)

改正前

(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)

第七条 第四条及び前三条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具(別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げる作業を行う場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。以下この項において同じ。)を使用させたとき(当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき)は、適用しない。

一 三 (略)

2 第五条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具(別表第三第三号の二に掲げる作業を行う場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。以下この項において同じ。)を使用させたとき(当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき)は、適用しない。

一 三 (略)

(呼吸用保護具の使用)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第六条の三及び第六条の四第二項の規定による測定の結果（第六条の三第二項ただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸の含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものを使用させなければならない。

4 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、前項の厚生労働大臣の定めるところにより、同項の測定の結果に応じて、当該請負人に対し、有効な防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものを使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5 (略)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第六条の三及び第六条の四第二項の規定による測定の結果（第六条の三第二項ただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸の含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

4 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、前項の厚生労働大臣の定めるところにより、同項の測定の結果に応じて、当該請負人に対し、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5 (略)

(石綿障害予防規則の一部改正)

第十条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。次項及び第三十五条の二第二項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（次項及び第三十五条の二第二項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。次項及び第三十五条の二第二項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（次項及び第三十五条の二第二項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>2 5 (略)</p>

様式第一号（表面）を次のように改める。

事前調査結果等報告

元方事業者の情報														
事業者の名称							事業者の代表者氏名							
担当者のメールアドレス							事業者の電話番号			- -				
事業者の住所		郵便番号		-										
		都道府県・市区町村名等												
		住所（続き）												
工事現場の情報														
労働保険番号		都道府県 - 所掌 - 管轄		- 基幹番号		- 枝番号								
作業場所の住所		郵便番号		-										
		都道府県・市区町村名等												
		住所（続き）												
工事の名称														
工事の概要														
建築物等の概要														
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日			西暦		年 月 日		構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他		耐火		<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	
延べ床面積			㎡		階数（地上階）		階建		階数（地下階）		階建			
その他工作物・船舶 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備												
		<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> 船舶												
解体工事を行う床面積の合計					㎡		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦		年 月 日 ~ 西暦		年 月 日	
解体工事又は改修工事の請負金額					億		万円		石綿に関する作業の開始時期		西暦		年 月 頃	
事前調査の終了年月日		西暦		年 月 日										
事前調査を実施した者														
氏名							講習実施機関の名称							
分析調査を実施した者														
氏名							講習実施機関の名称							
作業に係る石綿作業主任者														
氏名														

元方事業者に関する事項

事前調査結果等報告

請負事業者の情報											
事業者の名称							事業者の電話番号			— —	
労働保険番号			都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	枝番号
□なし(又は不明) □元方(元請) 事業と同じ				—		—		—		—	
事業者の住所		郵便番号		—							
		都道府県・市区町村名等									
		住所(続き)									
事前調査を実施した者の氏名							事前調査を実施した者の講習実施機関の名称				
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称				
作業に係る石綿作業主任者の氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称							事業者の電話番号			— —	
労働保険番号			都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	枝番号
□なし(又は不明) □元方(元請) 事業と同じ				—		—		—		—	
事業者の住所		郵便番号		—							
		都道府県・市区町村名等									
		住所(続き)									
事前調査を実施した者の氏名							事前調査を実施した者の講習実施機関の名称				
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称				
作業に係る石綿作業主任者の氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称							事業者の電話番号			— —	
労働保険番号			都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	枝番号
□なし(又は不明) □元方(元請) 事業と同じ				—		—		—		—	
事業者の住所		郵便番号		—							
		都道府県・市区町村名等									
		住所(続き)									
事前調査を実施した者の氏名							事前調査を実施した者の講習実施機関の名称				
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称				
作業に係る石綿作業主任者の氏名											

請負事業者に関する事項

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(規格に適合した機械等の使用に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第五項の表法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び第三条の規定による改正後の労働安全衛生規則第二十六条の二に規定する防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具で、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、令和八年九月三十日までの間は、労働安全衛生規則第二十七条の規定は、適用しない。

(型式検定機関の登録に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に第七条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（次項において「旧登録省令」という。）第一条の十二第一項の表検定則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二第十三号に規定する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けている者は、この省令の施行の際に第七条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一条の十二第一項の表検定則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二第十三号に規定する防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧登録省令第十九条の三第十三号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けている者は、この省令の施行の際に新登録省令第十九条の三第十三号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けたものとみなす。

第四条 新登録省令第一条の十二第一項の表検定則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二第十四号に規定する防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六

条第二項の指定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第一条の十二第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 新登録省令第十九条の三第十四号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第十九条の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

第五条 令和七年九月三十日までの間は、第八条の規定による改正後の機械等検定規則別表第三令第十四条の二第十四号に掲げる機械等の項中「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」とあるのは、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と読み替えるものとする。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現にある第八条の規定による改正前の機械等検定規則又は第十条の規定による改正前の石綿障害予防規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第八条の規定による改正後の機械等検定規則又は第十条の規定による改正後の石綿障害予防規則に定

める様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。